

# 無人航空機の型式認証の手数料額(国土交通省が検査を行う場合)

		区 分	金 額	
第一種 型式認証	新規申請	特定空域※を <b>含まない</b> 空域を飛行する型式の無人航空機	¥2,209,300	
		特定空域※を <b>含む</b> 空域を飛行する型式の無人航空機	¥2,731,800	
	更新申請 (有効期間の残存期間が 2カ月以上のものに限る)	特定空域※を <b>含まない</b> 空域を飛行する型式の無人航空機	¥258,400	
		特定空域※を <b>含む</b> 空域を飛行する型式の無人航空機	¥307,300	
第二種 型式認証	新規申請	最大離陸重量 <b>4kg未満</b>	¥290,500	
		最大離陸重量 <b>4kg以上 25kg未満</b>	¥481,800	
		最大離陸重量 <b>25kg以上</b>	「昼間飛行/目視内飛行/人又は物件から 30m以上/イベント上空以外の空域」※ のいずれにも該当する飛行の方法	¥1,465,300
		その他の方法	¥1,614,600	
	更新申請 (有効期間の残存期間が 2カ月以上のものに限る)	最大離陸重量 <b>25kg未満</b>	¥48,400	
		最大離陸重量 <b>25kg以上</b>	「昼間飛行/目視内飛行/人又は物件から 30m以上/イベント上空以外の空域」※ のいずれにも該当する飛行の方法※	¥114,100
	その他の方法	¥155,300		

※「特定空域」とは、人口密度が1km<sup>2</sup>当たり1万5千人以上の区域の上空を含む空域を指します。

※「昼間飛行/目視内飛行/人又は物件から30m以上/イベント上空以外の空域」とは、航空法第132条の86第2項第1号から第4号までに掲げる飛行の方法を指します。

## 無人航空機の設計又は製造過程の変更の承認の手数料額（国土交通省が検査を行う場合）

		区 分	金 額
第一種 型式認証	軽微変更	—	¥35,400
	その他の変更	特定空域※を <b>含まない</b> 空域を飛行する型式の無人航空機	¥682,200
		特定空域※を <b>含む</b> 空域を飛行する型式の無人航空機	¥826,700
第二種 型式認証	軽微変更	—	¥35,400
	その他の変更	最大離陸重量 <b>4kg未満</b>	¥99,200
		最大離陸重量 <b>4kg以上 25kg未満</b>	¥156,600
		「昼間飛行/目視内飛行/人又は物件から30m以上/イベント上空以外の空域」※ のいずれにも該当する方法	¥461,500
		最大離陸重量 <b>25kg以上</b> その他の方法	¥498,900

### 型式認証書の再交付の手数料額

型式認証書の再交付の手数料	—	¥1,750
---------------	---	--------

※「特定空域」とは、人口密度が1km<sup>2</sup>当たり1万5千人以上の区域の上空を含む空域を指します。

※「昼間飛行/目視内飛行/人又は物件から30m以上/イベント上空以外の空域」とは、航空法第132条の86第2項第1号から第4号までに掲げる飛行の方法を指します。